

厚木市市民活動補償制度

令和8年6月1日現在

①厚木市市民活動補償制度

この制度は、市内に活動の拠点を置く市民団体等が安心して市民活動を行えるよう市民活動中の事故について、厚木市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と保険契約をして運営しています。

市民活動中の、もしもの傷害事故や賠償責任事故に対し補償を行います。
事前に市への登録や加入の手続きは必要ありません。

②補償の対象となる市民活動と対象者

補償の対象となる市民活動

主たる活動拠点が厚木市内にあり、市民団体等が行う、次の(1)～(4)までの全ての要件を満たす公益的な活動

- (1)自主的な参加によって行われる自発的な活動
- (2)継続的・計画的又は臨時の直接的活動
- (3)営利を目的としない活動
- (4)厚木市内及び国内における活動

賠償責任事故の補償対象者

市民団体等又は指導者等

傷害事故の補償対象者

指導者等又は活動者

市民団体等とは……構成員3人以上の団体又は社会福祉・社会奉仕活動等のボランティアを行う者

指導者等とは……市民団体等において、公益的な市民活動の遂行に責任を持ち、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者(無報酬の場合又は交通費等の実費を受領する場合に限る。)

活動者とは……市内に主な活動拠点を置く市民団体等が行う市民活動において、直接的にボランティアを行う者

《お問い合わせ》厚木市 市民協働推進課 電話 225-2141(直通)

③対象となる活動・対象とならない活動の主な例

対象となる活動例	対象とならない活動例
<ul style="list-style-type: none">●市民活動団体等によるボランティア活動<ul style="list-style-type: none">・障害者支援活動(手話 点字 生活介助 音楽療法等)・高齢者援護活動(傾聴 生活介助 老人保健施設訪問等)・子育て支援活動(絵本読み聞かせ 子育て相談等)・環境保全活動(リサイクル 森林保全推進啓発等)・国際平和推進活動(ホームステイ 日本語教室等)・まちづくり活動(観光案内等)・スポーツ及び文化活動(対価を得ない指導者の活動)・災害時のボランティア活動 <p>※地震や津波等地殻変動を伴う天災を直接の原因とする事故は対象となりません。</p>	<ul style="list-style-type: none">●営利目的の活動●趣味や親睦目的等の活動(スポーツ・レクリエーション・文化活動等の趣味を目的とした活動、各団体の親睦を目的とした活動)●法人の職務中の活動(市の出資した法人を含めた法人が主催する事業活動、会社からの指示により勤務時間内に行うボランティア活動)●宗教や政治に関わる活動(神社やお寺、宗教に関わるお祭り等の活動、政党支援や政治家支援の活動)●学校管理下の活動(昔遊び指導、田畑耕作指導、文化祭、校外学習、親子レクリエーション球技等)●市が負担している他保険が適用される場合(公民館総合補償制度等が適用される場合)●市の非常勤職としての活動
<ul style="list-style-type: none">●地域の社会貢献活動(地域防犯活動、地域美化清掃活動、地域交通安全活動、地域福祉活動、防災訓練、災害救援活動、青少年保護活動、自治会主催の夏祭り等の準備や片付け等)	
<ul style="list-style-type: none">●市主催事業へのボランティア活動(美化活動・街頭パトロール・防災訓練等)	

④市主催事業の対象者

市が主催で行う事業に、ボランティア活動を行う者(無報酬の場合又は交通費等の実費を受領する場合)

⑤安全に市民活動を行っていただくために

- ※ 事故を未然に防ぐために、以下のことを御確認ください。
- 事前に計画を立てていますか。また、スケジュール内容に無理はありませんか。
 - 下見なしで危険な場所に行ったり、危険な用具を使用しませんか。また、用具の点検は済んでいますか。
 - 指導者等の人数は不足していませんか。注意や指導は全体に行き渡っていますか。
- ※ この市民活動補償制度は、市民活動中の事故の補償を市が補完するものでありますが、各団体がより充実した補償内容を必要とするときは、他の保険に加入することも御検討ください。

⑥補償の内容

賠償責任事故

市民活動中に、市民活動団体等又は指導者等の過失により、市民活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、市民団体等又は指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故

身体賠償	限度額 1人	1億円	【免責金額(自己負担)5,000円】
	限度額 1事故	5億円	
財物賠償	限度額 1事故	500万円	【免責金額(自己負担)5,000円】

《対象とならない主な賠償責任事故》

- ア 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然変象
- イ 市民団体等又は指導者等の故意によって生じた賠償責任
- ウ 市民団体等又は指導者等と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- エ 市民団体等又は指導者等の所有、使用、管理する車両に起因する事故
- オ 施設外における動物に起因して負担する賠償責任
- カ 保険契約の保険約款上に定めのあるもの

傷害事故

市民活動中(指導者等が定めた集合・解散場所と指導者等又は活動者の住所との通常の経路の往復を含む。)に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、市民活動の指導者等又は活動者が死亡し、又は負傷した事故

※「急激」とは、原因、結果の発生を避けられない急迫した状態を言います。「偶然」とは、原因結果の発生を予知できない状態を言います。「外来」とは、事故の原因が被補償者の身体に内在するものでなく外部にあることをいいます。この3つの要件を伴った事故による傷害(ケガ)が保険金の対象となります。また、疾病のうち熱中症(熱射病又は日射病をいう)及び細菌性・ウイルス性食中毒については傷害事故の対象となります。

死亡	1人につき 500万円	事故の日から 180 日以内にその負傷が原因で死亡したとき。
後遺障害	1人につき 15万円～500万円	事故の日から 180 日以内にその負傷が原因で後遺障害が生じたとき。
入院	1日 2,600円	事故の日から 180 日を限度として、生活機能又は業務能力の減失をきたし、その負傷により入院し医師の治療を受けたとき。
通院	1日 1,200円	事故の日から 180 日までの間で、90 日を限度として、生活機能又は業務能力の減少をきたし、その負傷により通院し医師の治療を受けたとき。
手術補償金	入院補償金が支払われる場合に、そのケガのために手術を受けたとき。	

《対象とならない主な傷害事故》

- ア 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な行為
- イ 指導者等又は活動者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車又は原動機付自転車を運転したときに、その本人について生じた傷害
- ウ 指導者等又は活動者の故意、自殺行為又は犯罪行為若しくは闘争行為によってその本人について生じた傷害
- エ 剝部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの
- オ テニス肘、野球肩・肘、筋肉痛、靴擦れ、しもやけ、職業病等
- カ 妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置
- キ 指導者等又は活動者の脳疾患、心臓疾患、市長が指定する疾病又は心神喪失によりその本人について生じた傷害
- ク 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然変象
- ケ 学校管理下における児童、生徒の事故又は企業内での活動による事故
- コ 飲酒上での事故
- サ 契約した保険約款上に定めのあるもの

⑦事故発生後の手続きについて

事故発生日から14日以内に次の書類を直接、市民協働推進課へ御提出ください。

- (1) 厚木市市民活動補償制度事故報告書 (賠償責任事故と傷害事故の2種類があります。)
- (2) 当日の指導者等又は活動者の名簿
- (3) 当日の活動内容の分かるもの (規約等、実施要領、日程表、施設利用に関する書類等)
- (4) 賠償責任事故の場合は、前記の(1)～(3)に加え次のア～ウの書類が必要です。
 - ア 写真(現場や損害の程度が分かるもの3枚程度)
 - イ 図面
 - ウ 見積書

※やむを得ず14日以内に提出できないときは、市民協働推進課に連絡してください。

※修理等を行う場合や示談をするときは、保険会社との相談・協議後に書類提出となりますので、御注意ください。

※事故の内容により、診断書等の確認をさせていただくことがあります。

※医療費は、本人又は家族が所有加入している健康保険被保険者証でお支払いください。このとき医師に傷病名と治療見込み期間を伺ってください。領収書は必ず保管しておいてください。

市民活動補償制度の対象となる活動による事故であるか審査します。

市民活動補償制度の対象となったら
損害保険会社から、保険金のお支払い等に必要な書類などを送付します。

治療完了後、対象者の方から保険会社へ保険金請求関係書類を送付してください。

※事故の内容により、診断書等の提出又は領収書の確認をさせていただくことがあります。

※請求手続きをせず一定期間放置しておく、請求権は消滅するため、速やかに手続きをお願いします。

保険会社の内容審査が済み次第、対象者の方の指定口座に振り込まれます。